中部大学後援会個人情報保護規程

（目的）

第１条　この規程は、中部大学後援会（以下「この団体」という。）がその活動目的のため、この団体の会員の個人情報の取得、利用、提供、保管及び廃棄について必要事項を定め、この団体及び会員の責務を明確にし、この団体の活動の推進を図りつつ、個人情報の適正かつ適切な保護を行うことを目的とする。

２　この規程は、この団体（後援会を構成する会員及び後援会業務に携わる者を含む。）に適用する。

（定義）

第２条　この規程において、以下の用語は本条の定義による。

⑴ 個人情報

この団体が、会則に定める目的のため取得（自ら作成することを含む。）した会員の個人情報であって特定の個人を識別できるもの

⑵ 会員

この団体の会則第５条に定める会員

⑶ 事務局

この団体の事務局を言う

（個人情報管理責任者）

第３条　この団体は、以下に定める個人情報管理責任者を定め、個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を確実にする。

２　この団体に個人情報総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、後援会長がその任に当たる。総括管理責任者は、事務局責任者を指揮し、この団体の個人情報管理を総括する。

３　この団体の事務局に事務局責任者を置き、事務局長がその任に当たる。事務局責任者は、事務局における個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を統括する。

（個人情報の利用目的、公表、目的外利用の禁止）

第４条　この団体が取得し、保有する個人情報の利用目的は、以下のとおりとする。

⑴ 会員情報の調査

（会員が保証人となる本学学生）

氏名、生年月日、性別、学籍番号、出身校、学部（研究科）、学科（専攻）、入学年、在籍状況、卒業・修了年、学年、国籍、外国人識別情報

（会員）

氏名、現住所、電話番号、電子メールアドレス等電子的通信手段で用いられる個人の識別子、勤務先・役職、職業、勤務先住所・電話番号、国籍、外国人識別情報、訃報・罹災情報、この団体における役職、会員の中部大学卒業情報

⑵ 会報等出版物（電子媒体によるものを含み、この団体の活動目的に適うものに限る。）の配布

⑶ 各種事業及び行事の案内

⑷ その他この団体の目的達成に必要な事業

２　会員は、前項各号に定める利用目的によるこの団体からの案内を希望しない場合は、この団体の事務局に対し書面にて申し出なければならない。

３　第１項に定める利用目的は、この団体のホームページ又はこの団体の広報誌によって公表する。
第１項の利用目的を変更した場合も同様とする。
４　第１項に定める目的以外の目的で取得又は保有する個人情報を利用しない。ただし、あらかじめ会員の同意を得た場合及び法令の定めによる場合はこの限りではない。

（個人情報の取得）
第５条　この団体が取得し、保有する個人情報は、前条に定める利用目的のために必要な範囲に限るものとする。
２　個人情報の取得は、次の各号の方法による。
⑴ 中部大学との共同利用に基づき、中部大学からの書面又は電子媒体による取得。
⑵ 会員からの口頭、書面又は電子媒体による取得。
⑶ この団体が、その活動のために会員に対し付与又は作成したしたことによる取得（役員情報等）
３　前項の方法により取得が不可能又は著しく困難な場合は、個人情報管理責任者が適切と認める方法によるものとする。
４　個人情報を取得しようとする場合は、偽りその他不正な手段を用いてはならない。

（個人情報の適正管理）
第６条　個人情報管理責任者は、それぞれの範囲において、個人情報を適正に管理しなければならない。
２　個人情報管理責任者は、個人情報の安全保護及び信頼性を確保するため、保有する個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。
３　個人情報管理責任者は、保有する個人情報を、その目的に応じ、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
４　個人情報管理責任者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ迅速に破棄又は消去しなければならない。

（共同利用）
第７条 この団体は、個人情報を中部大学との間で共同して利用できるものとする。
２　前項の場合において、この団体は、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ、会員に通知するか又は会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。
⑴ 個人情報を共同利用する旨
⑵ 共同利用する個人情報の項目
⑶ 共同利用する者の範囲
⑷ 共同利用する者の利用目的
⑸ 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名
３　この団体は、会員から総括管理責任者に対して、所定の手続きにより自己に関する個人情報の共同利用の停止の請求があった場合には、当該個人情報の共同利用について停滞なく処置を行うものとする。

（利用及び提供の制限）
第８条　この団体が保有する個人情報は、利用目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
⑴ あらかじめ会員の同意を得た場合
⑵ 法令の定めによるとき
⑶ その他、個人情報管理責任者が必要と認めたとき

（個人情報の委託）

第９条　この団体が、会報の印刷・発送、調査等のため個人情報の取扱いを外部委託業者に委託する場合は、以下に従うものとする。

⑴ 個人情報の管理が可能な適切な委託業者を選定する

⑵ 提供する個人情報は、委託する業務遂行のために必要な最小限のものに限定する

⑶ 委託先での個人情報の管理に関し、下記事項を含む契約を書面で取り交わす

（イ）委託された個人情報の機密保持および保護

（ロ）再委託の制限又は条件

（ハ）委託された個人情報のコピーの制限

（ニ）委託された個人情報の漏洩等の事故発生時の処置

（ホ）委託業務終了時の個人情報の消去及び又は個人情報を含む媒体の返却

（ヘ）（イ）に係わる事故時の処置

（ト）違反時の処置

（保有する個人情報の開示）

第１０条　この団体は、保有する個人情報について、個人情報によって特定される当該会員から保有する個人情報について開示を求められた場合は、開示を求めてきた者が当該個人情報によって特定される本人であることを合理的かつ適切な方法で確認した後に、合理的と認められる範囲内で個人情報を開示するものとする。

２　前項による開示を求める申出先は、事務局責任者とする。

３　第１項に定める当該本人であることの確認の方法及び開示を求めるために当該会員が提出しなければならない書面は別途、この団体が定める。

（個人情報の訂正、削除、利用の停止）

第１１条　この団体は、保有する個人情報について、当該個人情報によって特定される会員からデータの訂正、削除又は利用の停止を求められた場合は、訂正等を求めてきた会員が当該個人情報に該当する本人であることを合理的かつ適切な方法で確認した後に、合理的と認められる範囲内で停滞なく処置を行うものとする。

２　第１項による訂正、削除、利用の停止を求める申出先は、事務局責任者とする。

３　第１項に定める当該本人であることの確認の方法及び開示を求めるために当該会員が提出しなければならない書面は別途、この団体が定める。

（関係者の苦情等の申し立て、処理）

第１２条　この団体は、保有する個人情報及びその取扱いについて、当該個人情報によって特定される会員から苦情を受けた場合、状況に応じて迅速かつ適切に対応を行うものとする。

２　前項に定める苦情等の申出先は、事務局責任者とする。

３　前項に定める苦情等を受け付けた場合、その内容と処置について、事務局責任者は総括管理責任者に報告するものとする。

（違反に対する処置）

第１３条　この団体において、この規程に定める事項に違反して個人情報の目的以外の利用、提供、漏えい等があった場合、総括管理責任者は中部大学と協議の上、適切な処分を検討し措置を講じるものとする。

２　この団体は、何人かが故意又は過失によってこの団体が保有する個人情報を不正に取り扱い、この団体に重大な損害を与えた場合、賠償請求、法的処置を含む適切な処置を講じるものとする。

（本規程の改廃及び公表）

第１４条　この規程の制定、改廃は、役員会の承認を得て発効する。この規程の制定、改廃は、この団体のホームページにおいて公表する。

附　　則

1.　この規程は、2026 年 11 月 1 日から施行する。